宿泊施設テレワーク活用促進事業実施要綱

令和6年4月1日 5産労観受第1140号

(目 的)

第1条 この要綱は、テレワークの裾野拡大や定着促進を目的に、都内宿泊施設によるテレ ワークの場を提供するための取組を支援するため、取組に要する経費の一部を補助する 「宿泊施設テレワーク活用促進事業」(以下、「本事業」という。)の実施について基本的 な事項を定める。

(補助事業者)

第2条 本事業において補助対象事業を行う者(以下「補助事業者」という。)は、東京都内において旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている施設を運営する中小企業または個人事業主の宿泊事業者とする。

ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号) 第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類する施 設の運営事業者は除く。

2 中小企業とは、中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業者とする。ただし、大企業(中小企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資では株式会社、投資事業有限責任組合を除く。)が実質的に経営に参画している者は除く。

(補助対象施設)

- 第3条 本事業において支援の対象とする施設(以下「補助対象施設」という。)は、以下 に掲げる要件をすべて満たすものとする。
 - (1) 東京都内において旅館業法(昭和23年法律第138号)第3条第1項の許可を受けて、同法第2条第2項又は第3項の営業を行っている民間の宿泊施設であること。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」を行っている施設及びこれに類する施設は除く。
 - (2) テレワークプランを提供している、または提供する予定があること。
 - (3) テレワークの場を提供する都内宿泊施設を紹介するウェブサイト「HOTEL WORK TOKYO」にて当該プランを公開している、または公開予定の施設であること。

(補助対象事業)

- 第4条 補助金の交付対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、補助事業者 が実施する、補助対象施設にてテレワークの場を提供するための取組とする。
- 2 前項の事業に対する支援期間は、交付決定の日から別途定める期日までの期間に 実施完了した事業とする。

(補助対象外となる者)

- 第5条 次の各号に該当する者は、この要綱に基づく支援の対象としない。
 - (1)暴力団(東京都暴力団排除条例(平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」 という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
 - (2) 法人その他の団体の代表者、役員、使用人、その他の従業員若しくは構成員、又は個人で申請する場合はその個人に暴力団員等(暴力団並びに暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。)に該当する者があるもの。
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する「風俗営業」、同条第5項に規定する「性風俗関連特殊営業」、同条第6項に規定する「店舗型性風俗特殊営業」、同条第11項に規定する「特定遊興飲食店営業」、同条第13項に規定する「接客業務受託営業」を行っているもの及びこれに類するもの。
 - (4)過去5年以内に刑事法令による罰則の適用を受けているもの(法人その他の団体にあっては代表者も含む。)。
 - (5) 民事再生法(平成11年法律第255号)、会社更生法(平成14年法律第154号)、破産法(平成16年法律第75号)に基づく申立・手続中(再生計画等認可後は除く。)、又は私的整理手続中など、事業の継続性について不確実な状況が存在しているもの。
 - (6)公益財団法人東京観光財団・公益財団法人東京都中小企業振興公社・国・都道府県・ 区市長村等から補助事業の交付決定取消等を受けているもの、又は法令違反等不正 の事故を起こしたもの。
 - (7) 同一テーマ・内容で、公益財団法人東京観光財団・公益財団法人東京都中小企業振興公社・国・都道府県・区市町村等から補助を受けているもの。ただし、他の補助事業等と対象経費が明確に区分できるものについては、この限りでない。
 - (8) 既に本事業の支援決定を受けているもの(申請時点において本事業を完了している場合は支援の対象とする。)。
 - (9) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体等

(補助)

第6条 知事は、本事業について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内にお

いて補助する。

(普及啓発)

第7条 都は、本事業に関する支援内容・テレワークを行うことができる宿泊施設の情報提供等を行い、宿泊施設におけるテレワークの普及に努めるものとする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から適用する。